

議第 1 3 2 号

南丹都市計画緑地の変更について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する

同法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、南丹都市計画緑地を次のとおり変更する。

南丹都市計画 都市計画緑地の変更案（亀岡市決定）

都市計画緑地中 1 号大堰川緑地及び 2 号七谷川を次のように変更する。

名 称		位 置	面積(ha)	備 考
番号	緑地名			
1	大堰川 緑地	亀岡市宇津根町川ノ口、正仁淵、大井町並河荒内、上溝、坂井、前脇、土田大嶋、千代川町小林上島、向島、高野林一本木、今津古田、3 丁目、川関中村里、森ケ下、カミ、千原浜ノ前、馬路町江川、大芝、大芝原、大芝原新田、三軒屋先、河原林町河原尻往古島、大樋、白野、勝林島荒内、有本、岩淵、金河原、西垣内、畑ケ田、保津町泉口、鐘鑄島新田、上中島、下中島、正人淵、辰新田、西垣内、式番、針ノ木新田、宮ノ前、六条口及び神子新田の各一部	約 167.5	多目的広場 スポーツ広場 コミュニティ広場 桂川河川敷
2	七谷川 緑地	亀岡市千歳町国分石松、後田、中島、山伏、千歳裏山、江島山、小山、広垣内、南山、横井、河原林町河原尻上五丹、上砂股、北垣内、越シ記、オノ本、四ノ宮、下五丹、下砂股、東垣内、妙珍原及び柳原の各一部	約 42.8	キャンプ場 ピクニック場 スポーツ施設 多目的広場 休憩所 展望所 散策道 駐車場

※面積の表示については、小数点以下第 1 位まで（第 2 位を四捨五入）

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本計画は、大堰川緑地においては宇津根橋（府道郷ノ口余部線）の改修や保津川水辺公園の整備により区域形状が変化した箇所の変更を、七谷川緑地においては国営亀岡農地再編整備事業の影響により区域形状が変化した箇所及び七谷川改修工事による整備を行う箇所の変更を行うものである。

また、大堰川緑地は昭和５５年に、七谷川緑地は昭和５６年に、それぞれ当初の都市計画決定をしているが、当初の都市計画決定時から字名等に変更が生じたものの変更を行うとともに、大堰川緑地及び七谷川緑地の面積について、区域の面積を改めて測量したところ、緑地面積の錯誤が判明したため、実際の面積に補正を行う。

新旧対照表

	名 称		位 置	面積(ha)	備 考
	番号	緑地名			
変更後	1	大堰川 緑地	亀岡市宇津根町川ノ口、正仁渚、大井町並河荒内、上溝、坂井、前脇、土田大嶋、千代川町小林上島、向島、高野林一本木、今津古田、3丁目、川関中村里、森ケ下、カミ、千原浜ノ前、馬路町江川、大芝、大芝原、大芝原新田、三軒屋先、河原林町河原尻往古島、大樋、白野、勝林島荒内、有本、岩渚、金河原、西垣内、畑ケ田、保津町泉口、鐘鑄島新田、上中島、下中島、正人渚、辰新田、西垣内、式番、針ノ木新田、宮ノ前、六条口及び神子新田の各一部	約 167.5	多目的広場 スポーツ広場 コミュニティ広場 桂川河川敷
変更前	1	大堰川 緑地	亀岡市保津町正人渚、鐘い島新田、針ノ木新田、辰新田、式番、六条口、西垣内、泉口、追分町下嶋、宇津根町川ノ口、大井町並河荒内、上溝、経田、土田大嶋、千代川町小林上島、向島、高野林一本木、今津大縄場、芝間、川関森ケ下、中村里、馬路町大芝原、江川、三軒屋先、河原林町河原尻大樋、往古島、勝林島岩渚、有本、荒内、金川原及び畑ケ田	約 160.5	多目的広場 スポーツ広場 コミュニティ広場 桂川河川敷

	名 称		位 置	面積(ha)	備 考
	番号	緑地名			
変更後	2	七谷川 緑地	亀岡市千歳町国分石松、後田、中島、 山伏、千歳裏山、江島山、小山、広 垣内、南山、横井、河原林町河原尻 上五丹、上砂股、北垣内、越シ記、 才ノ本、四ノ宮、下五丹、下砂股、 東垣内、妙珍原及び柳原の各一部	約 42.8	キャンプ場 ピクニック場 スポーツ施設 多目的広場 休憩所 展望所 散策道 駐車場
変更前	2	七谷川	亀岡市河原林町河原尻北垣内、河原 尻才の本、河原尻柳原、河原尻越し 記、河原尻下砂股、河原尻上砂股、 河原尻妙珍原、河原尻東垣内、河原 尻下五丹、河原尻上五丹及び河原尻 四ノ宮並びに千歳町千歳南山、千歳 広垣内、千歳小山、千歳江島山、千 歳裏山、千歳横井、国分後田、国分 中島、国分石松及び国分山伏	約 41.7	河川緑地 キャンプ場 ピクニック場 スポーツ施設 多目的広場 休憩所 展望所 散策道 駐車場

変 更 理 由 説 明 書

大堰川緑地は、本市を貫流する保津川の歴史的経過を尊重し、恵まれた自然環境の保全を図りながら、市民に憩いの場を提供することを目的として、昭和55年に川沿いを中心に、京都府によって都市計画決定された緑地である。

この度、当該緑地の区域内に存する宇津根橋（府道郷ノ口余部線）が改修されたこと及び保津川かわまちづくり計画に基づき保津川水辺公園の橋詰広場が整備されたことに伴い、当該緑地の区域の変更を行うものである。

七谷川緑地は、市の木である桜の名所として多くの市民に親しまれ、付近には重要文化財である丹波国分寺跡があるなど、歴史的にも由緒ある自然環境に恵まれた場所であるため、こうした利点を活かし、自由に野外活動を行うことができる憩いの場を提供しようと昭和56年に都市計画決定されたものである。

この度、国営亀岡農地再編整備事業の影響により区域形状が変化した箇所及び七谷川改修工事による整備を行う箇所の変更を行うものである。

また、当初の都市計画決定時から字名等に変更が生じたものの変更を行うとともに、大堰川緑地及び七谷川緑地の面積について、区域の面積を改めて測量したところ、緑地面積の錯誤が判明したため、実際の面積に補正を行う。

※大堰川緑地の区域の面積は約0.1ha増加し、加えて面積の補正により約6.9ha増加するため、約167.5haとなり、七谷川緑地の区域の面積は約1.5ha増加する一方、面積の補正により約0.4ha減少するため、約42.8haとなる。

計 画 付 図

南丹都市計画(亀岡市)
都市計画緑地の変更案 総括図
縮尺 1:15,000

亀岡都市計画平面図
用途地域指定図

2 七谷川緑地

1 大堰川緑地

記号

道路	△57.2	三角点	市界	市界	市界
河川	▽12.04	水準点	市界	市界	市界
境界	△25.6	境界点	市界	市界	市界
境界	△25.6	境界点	市界	市界	市界
境界	△25.6	境界点	市界	市界	市界

凡例

市街化区域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	防火地域	準防火地域	都市計画道路	都市計画公園	都市計画緑地	都市公園	火葬場	下水処理場区域	汚物処理場	地区計画	土地区画整理事業	特別用途地区 (特定大規模小売店舗制限地区)
-------	-------------	-------------	--------------	--------------	---------	---------	-------	--------	------	-------	------	------	-------	--------	--------	--------	------	-----	---------	-------	------	----------	---------------------------

凡例

市街化区域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	防火地域	準防火地域	都市計画道路	都市計画公園	都市計画緑地	都市公園	火葬場	下水処理場区域	汚物処理場	地区計画	土地区画整理事業	特別用途地区 (特定大規模小売店舗制限地区)
-------	-------------	-------------	--------------	--------------	---------	---------	-------	--------	------	-------	------	------	-------	--------	--------	--------	------	-----	---------	-------	------	----------	---------------------------

凡例

変更箇所

南丹都市計画（亀岡市）
都市計画緑地の変更案 計画図
大堰川緑地2
縮尺 1：2,500

大堰川緑地	
番 号	境界表示
1～2	地番界
2～3	見通し界
3～4	道路界（道路含まず）
4～5	堤防法界
5～6	地番界
6～7	道路界（道路含まず）
7～8	地番界
8～9	道路界（道路含まず）
9～10	堤防法界
10～11	地番界
11～12	道路界（道路含まず）
12～13	地番界
13～1	表示杭界
14～15	地番界
15～16	堤防法界
16～17	道路界（道路含まず）
17～18	堤防法界
18～19	水路界
19～20	堤防法界
20～21	地番界
21～22	堤防法界
22～23	道路界（道路含まず）
23～24	堤防法界
24～14	道路界（道路含まず）
25～26	地番界
26～27	水路界
27～28	堤防法界
28～29	堤防法界
29～30	地番界
30～31	市境
31～32	地番界
32～33	護岸天界
33～34	地番界
34～35	堤防法界
35～25	道路界（道路含まず）

凡 例

変更区域

既決定区域

南丹都市計画（亀岡市）
都市計画緑地の変更案 計画図
大堰川緑地3
縮尺 1：2,500

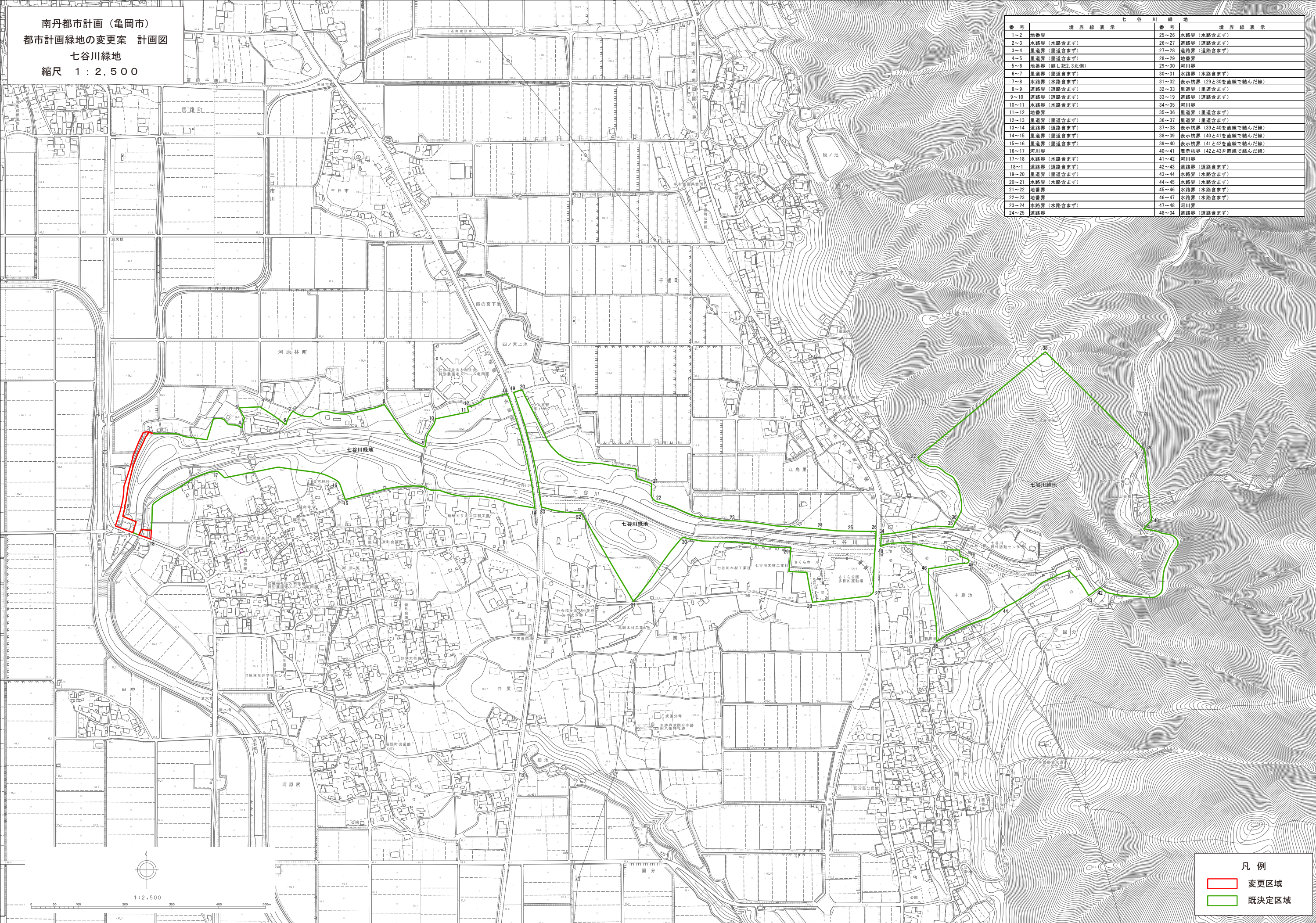
大 塚 川 緑 地	
番 号	境界表示
1～2	地番界
2～3	見通し界
3～4	道路界（道路含まず）
4～5	堤防法界界
5～6	地番界
6～7	道路界（道路含まず）
7～8	地番界
8～9	道路界（道路含まず）
9～10	堤防法界界
10～11	地番界
11～12	道路界（道路含まず）
12～13	地番界
13～1	表示杭界
14～15	地番界
15～16	堤防法界界
16～17	道路界（道路含まず）
17～18	堤防擁壁界
18～19	水路界
19～20	堤防法界界
20～21	地番界
21～22	堤防法界界
22～23	道路界（道路含まず）
23～24	堤防法界界
24～14	道路界（道路含まず）
25～26	地番界
26～27	水路界
27～28	堤防敷界
28～29	堤防法界界
29～30	地番界
30～31	市境
31～32	地番界
32～33	護岸天界
33～34	地番界
34～35	堤防法界界
35～25	道路界（道路含まず）

凡 例

变更区域

既決定区域

南丹都市計画（亀岡市）
都市計画緑地の変更案 計画図
七谷川緑地
縮尺 1：2,500



七 谷 川 緑 地			
番 号	境 界 線 表 示	番 号	境 界 線 表 示
1～2	地番界	25～26	水路界（水路含まず）
2～3	水路界（水路含まず）	26～27	道路界（道路含まず）
3～4	里道界（里道含まず）	27～28	道路界（道路含まず）
4～5	里道界（里道含まず）	28～29	地番界
5～6	地番界（越し記2.3を側）	29～30	河川界
6～7	里道界（里道含まず）	30～31	水路界（水路含まず）
7～8	水路界（水路含まず）	31～32	表示杭界（29と30を直線で結んだ線）
8～9	道路界（道路含まず）	32～33	里道界（里道含まず）
9～10	道路界（道路含まず）	33～34	道路界（道路含まず）
10～11	水路界（水路含まず）	34～35	河川界
11～12	地番界	35～36	里道界（里道含まず）
12～13	里道界（里道含まず）	36～37	里道界（里道含まず）
13～14	道路界（道路含まず）	37～38	表示杭界（39と40を直線で結んだ線）
14～15	里道界（里道含まず）	38～39	表示杭界（40と41を直線で結んだ線）
15～16	里道界（里道含まず）	39～40	表示杭界（41と42を直線で結んだ線）
16～17	河川界	40～41	表示杭界（42と43を直線で結んだ線）
17～18	水路界（水路含まず）	41～42	河川界
18～19	道路界（道路含まず）	42～43	道路界（道路含まず）
19～20	里道界（里道含まず）	43～44	水路界（水路含まず）
20～21	水路界（水路含まず）	44～45	水路界（水路含まず）
21～22	地番界	45～46	水路界（水路含まず）
22～23	地番界	46～47	水路界（水路含まず）
23～24	水路界（水路含まず）	47～48	河川界
24～25	道路界	48～49	道路界（道路含まず）

凡 例

- 変更区域
- 既決定区域

南丹都市計画（亀岡市）
都市計画緑地の変更案 参考図（新旧対照図）
大堰川緑地3
縮尺 1：2,500

1号 大堰川緑地	
現行	変更
約 174.7 ha	約 174.8 ha

- 凡 例
- 追加区域
 - 廃止区域
 - 既決定区域

